

第六十三回 参議院議院運営委員会會議録第十五号

昭和四十五年四月二十八日(火曜日)
午後四時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 徳永 正利君
理事 佐藤 隆君
鍋島 直紹君
船田 謙君
小柳 勇君
上林繁次郎君
田淵 哲也君
鬼丸 勝之君
近藤英一郎君
鈴木 省吾君
高田 浩運君
玉置 猛夫君
増田 盛君
米田 正文君
杉原 一雄君
重宗 雄三君
安井 謙君

委員

政府委員
總理府総務副長 湊 徹郎君
官 務 局 側
事務局長 宮坂 完孝君
事務次長 岸田 実君
議事部長 海保 勇三君
委員部長 若江 幾造君
記録部長 西村 健一君
警務部長 植木 正張君
庶務部長 上野山正輝君

管理部長 前川 清君
渉外部長 西宮 信安君
法制局側
法制局長 今枝 常男君

本日の会議に付した案件

- 国家公安委員会委員の任命同意に関する件
- 委員派遣承認要求の取り扱いに関する件
- 国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件
- 議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件
- 国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正に関する件
- 国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等に関する規程の一部改正に関する件
- 国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件
- 議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程第一条第四号の規定による法人の指定に関する件
- 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○委員長(徳永正利君) 議院運営委員会を開会いたしました。

まず、国家公安委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

政府委員の説明を求めます。湊總理府総務副長官。

国家公安委員会委員の津田正夫君は、昨二十七日任期満了となりましたが、同君を再任いたしましたので、警察法第七条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出した次第であります。

同君の経歴につきましては、お手元に差し上げてございます履歴書で御承知をいただきたいと存じますが、同君の経歴から見ても、ただいままでの任務遂行の実績から見ても、国家公安委員会委員として適任であると存じます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御同意を賜わるようお願い申し上げます。

○委員長(徳永正利君) 別に御発言もなければ、本件につき、同意を与えることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(徳永正利君) 次に、委員派遣承認要求の取り扱いに関する件を議題といたします。

委員部長の報告を求めます。

○参事(若江幾造君) 去る四月二十五日、内閣委員長から、陸上自衛隊日本原演習場の実情について調査のため、四月二十六日及び二十七日の二日間、委員派遣を行ないたい旨の要求書が提出されました。

本件は、日程の都合上、四月二十五日、議院運営委員長及び理事の御了承をされた後、議長の御承認を得て、予定どおり実施された次第でございます。

以上御報告申し上げます。

○委員長(徳永正利君) 本件につきましては、ただいまの報告のとおり御了承をお願いいたします。

と存じます。

○委員長(徳永正利君) 国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務局長(宮坂完孝君) 国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案について、便宜、私から御説明申し上げます。

まず、第一に、国会議員互助年金法の一部改正でございますが、これは、昭和三十八年三月三十一日以前に退職もしくは死亡した国会議員、またはこれらの方々の遺族に給する互助年金を、昭和三十八年四月一日現在の歳費年額を基礎とした年金額に改め、普通退職年金の若年及び高所得による停止の制度を廃止するとともに、以上の措置に要する費用をまかなうため、納付金を歳費月額額の百分の六に引上げようとするものでございます。

この改正規定は、昭和四十五年五月一日から施行することになりますが、普通退職年金の若年停止の制度の廃止に関しては、昭和四十五年四月一日から適用し、高所得による停止の制度の廃止に関しては、昭和四十五年七月一日から施行することとし、その他所要の経過規定を設けております。

第二に、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正でございますが、これは、立法事務費の月額を、所属議員一人当たり六万円から八万円に改めようとするものでございます。

この改正規定は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用することにしております。

第三に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正でございますが、これは

議院に出頭する証人等に支給する日当について、従来、旅行距離に応じて支給することとなつたものを、最も経済的な通常の経路及び方法による旅行に必要な日数によるものとするよう改め、その他所要の整理を行なうとともに、国有鉄道運賃法が改正されたことに伴ひ、証人等に對し、特別車両料金及び特別船室料金を支給できるように改めるものと改定します。

この改正規定は、公布の日から施行することにしており、

第四に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正でございますが、これは、国会議員の秘書に新たに通勤手当として、一般の国家公務員の通勤手当の最高額の六割に相当する額を一律に支給しようとするものであります。

この改正規定は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用することにしてあります。

以上でございます。

○委員長(徳永正利君) 御意見のある方は順次御発言をお願いします。別に御発言もなければ、直ちに採決を行ないます。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(徳永正利君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、法律案の審査報告書の作成につきましては、慣例により、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(徳永正利君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件、国会議員の秘書の給料等支

給規程の一部改正に関する件、国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等に関する規程の一部改正に関する件、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件、並びに、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程第一号第四号の規定による法人の指定に関する件を一括議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

○事務局長(宮坂完孝君) まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案でございますが、これは、公務員の旅費法の改正に伴ひ議員の応召、帰郷旅費及び国内派遣旅費の日額四千五百円を六千三百円に改めるとともに、委員派遣等における航空機の利用等に関し、所要の改正を行なうものであります。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案でございますが、これは、証人等に支給する鉄道賃及び船賃についての規定を整備し、また、証人等に支給する日当について、議院に出頭した日の定額を引き上げるとともに、新たに、宿泊を要する場合に宿泊料相当額を加算する等、実情に即した額になるよう改めるとともに、職務の關係でその役職員が証人等として出頭した場合に旅費及び日当を支給しない法人に関する規定について、所要の整備を行なうものであります。

次に、国会議員の秘書の給料等支給規程の一部を改正する規程案でございますが、これは、秘書の通勤手当を毎月十日に支給できる等、給料と同様の方法で支給する旨を規定しようとするものでございます。

次に、国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等に関する規程の一部を改正する規程案でございますが、これは、秘書の公務上の災害に対する補償の金額の算定の基礎に通勤手当を加えようとするものでございます。

次に、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程案でございますが、これは、在職二十年未満の秘書が国会議員の死亡により退職

した場合の退職手当の額を現行の二割五分増に改めるものと改定します。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程第一号第四号の規定による法人の指定に関する件でございますが、本件は、役職員が証人等として議院に出頭した場合に、旅費及び日当が支給されない法人に準ずる法人として、財団法人日本万国博覧会協会及び財団法人札幌オリムピック冬季大会組織委員会を両院議長が協議して指定しようとするものと改定します。

以上でございます。

○委員長(徳永正利君) 以上六件につきまして、ただいま説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(徳永正利君) 次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

○事務局長(宮坂完孝君) 今回の改正は、現行定員の「二百四十九人」を「二百五十二人」に改めるものと改定しまして、なお、今回の改正規程は、昭和四十五年四月一日にさかのぼって適用することにいたしました。

以上でございます。

○委員長(徳永正利君) 別に御発言もなければ、本件につきましては、ただいま説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後四時二十一分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕 国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四千五百円」を「六千三百円」に改める。

第四条の二本文中「が特に緊急を要する場合で議院運営委員会の承認を経て」を「の必要上」に改め、同条ただし書を削る。

第五条第一項中「より滞在した日数の外、出発地と到着地間の軒数」を「より旅行のため現に要した日数」に改める。

附則

この規程は、昭和四十五年四月二十八日から施行する。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程(昭和二十二年九月一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二 国が資本金の一部を出資し、国が資本金の二分の一以上を出資している法人が更に出資し、又は国が法律の規定により補助金、奨励金、助成金等を交付し、若しくは貸付金、損失補償等の財政援助を与えている法人で、法律の規定により、その役員全部若しくは一部を内閣、内閣総理大臣若しくは主務大臣

(國務大臣をもつて充てることとされている外局の長を含む。以下この号において同じ。)が任命(委嘱を含む)し、又はその役員全部若しくは一部の就任について内閣、内閣総理大臣若しくは主務大臣の認可を要するものとされているもの

三 特に法律の規定によりその会計について会計検査院の検査に付するものとされている法

人
四 第二号に掲げる法人に準ずる法人で、特に
両議院の議長が協議して指定するもの
第二条中「又車馬賃及び日当は、」を「車賃及び日
当はに改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

鉄道賃		船賃	
旅客運賃	急行料金	旅客運賃	特別船室料金
旅客運賃の等級を設けない線路に よる旅行	普通急行列車又は準急行列車を運 行する線路による旅行で片道三百キ ロメートル以上のもの	旅客運賃の等級を設けない船舶に よる旅行	特別船室料金を徴する客車を運行 するものによる旅行
旅客運賃の等級を二階級に区分す る線路による旅行	特別急行列車を運行する線路によ る旅行で片道三百キロメートル以 上のもの	旅客運賃の等級を二階級又は三階 級に区分する船舶による旅行	旅客運賃の等級を設けない船舶で 特別船室料金を徴するものを運行 する航路による旅行
その乗車に要する特別急行料 金	その乗車に要する普通急行料 金又は準急行料金	その乗船に要する特別車両料 金	その乗船に要する特別船室料 金

備考 同一階級の旅客運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、同一階級内の最
上級の旅客運賃による。

別表第二

車賃 (一キロメートルにつき)		出頭した日 (一日につき)	
一三円	出頭した日	出頭した日	出頭した日
陳述に要した時間(これ に準ずる時間を含む)が 四時間未満の場合	陳述に要した時間(これ に準ずる時間を含む)が 四時間以上の場合	一、〇〇〇円	四、五〇〇円 五、五〇〇円
宿泊を要する場合に、 上記の金額に、証人、 公述人又は参考人とし て出頭した日及びその 前日並びに証人、公述 人又は参考人として滞 在した日にあつては、 四、八〇〇円を、それ 以外の日にあつては、 四、一〇〇円を、それぞ れ加えた金額とする。			

附則

- この規程は、昭和四十五年四月三十日から施
行する。
- 議院に出頭する証人等の出頭した日の日当の
定額に関する件(昭和三十七年五月八日 両院議
長協議決定)は、廃止する。

附則

- この規程は、昭和四十五年四月三十日から施
行し、同年同月一日から適用する。
- 昭和四十五年四月分の通勤手当は、改正後の
国会議員の秘書の給料等支給規程第四条の規定
にかかわらず、この規程の施行の日から起算し
て十日以内に支給する。

附則

- 国会議員の秘書の公務上の災害に対する補
償等に関する規程の一部を改正する規程案
国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等
に関する規程(昭和三十七年三月三十一日 両院議
長協議決定)の一部を次のように改正する。
- 第三条中「給料月額」の下に「及び通勤手当月額
の合計額を加える。

附則

- この規程は、昭和四十五年四月三十日から施行
し、同年同月一日から適用する。
- 国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部
を改正する規程案
国会議員の秘書の退職手当支給規程(昭和三十
七年三月三十一日 両院議長協議決定)の一部を次
のよう改正する。

第四条中「又は死亡」を削り、同条に次の一項を
加える。

- 勤続期間が二十五年未満の秘書が国会議員の
死亡により退職した場合におけるその者に対す
る退職手当の額は、退職手当法第四条第一項の
規定の例により計算した額とする。この場合に
おいて、その勤続期間の計算については、その
在職期間が一年未満の場合には、これを一年と
する。

第六条第二項中「國務大臣、内閣官房長官若
しくは総理府事務局長官」を「若しくは國務大臣」に
改める。

附則

- この規程は、昭和四十五年四月二十八日から施
行する。
- 議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給
規程第一条第四号の規定による法人の指定
に関する件案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程
(昭和二十二年九月一日 両院議長協議決定)第一条
第四号に規定する法人を次のとおり指定する。

附則

- 本件は、昭和四十五年四月三十日から施行す
る。
- 議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規
程第一条第二号の規定による法人の指定に関す
る件(昭和三十七年五月八日 両院議長協議決定)
は、廃止する。

附則

- 参議院事務局職員定員規程の一部を改正す
る規程案
参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月
三十一日議決)の一部を次のように改正する。
- 第一条中「二百四十九人」を「二百五十二人」
に改める。

附則

この規程は、昭和四十五年四月二十八日から施行し、同年四月一日から適用する。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
〔予備審査のための付託は同日〕

一、国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案（衆）

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案
国会議員互助年金法等の一部を改正する法律（国会議員互助年金法の一部改正）

第一条 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項を削り、同條第三項本文「第一項」を「前項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同條第二項とする。

第十五條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とし、同條第三項を同條第二項とする。
第十六條を削り、第十六條の二を第十六條とする。

第二十三條第一項中「百分の五・三」を「百分の六」に改める。

第二十七條中「第十五條第二項若しくは第三項」を「第十五條」に改める。

附則第三項中「第五條第三項」を「第五條第二項」に改め、「及び第十六條第四項ただし書」を削る。

（国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正）

第二條 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭和二十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三條中「六万円」を「八万円」に改める。
（議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正）

第三條 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に

関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二條中「車馬賃」を「車賃」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第四條第二項を次のように改める。

日数は、証人として各議院に出頭し、又は滞在した日数及び旅行に必要な日数（鉄道旅行、水路旅行及び陸路旅行にあつては、天災その他やむを得ない事情により要した日数のほか、最も経済的な通常の経路及び方法による旅行に必要な日数とし、航空旅行にあつては、旅行のため現に要した日数とする。）による。

第五條中「船賃は、」を「船賃は」に、「（急行料金、通行税、はしけ賃及びさん橋賃を含む）」を「（はしけ賃及びさん橋賃を含む）」、急行料金（片道百キロメートル以上の鉄道旅行の場合における急行料金に限る）、特別車両料金及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）に、「又車馬賃及び日当は、」を「車賃及び日当は」に改め、ただし書を削る。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第四條 国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

（通勤手当）
第二條 国会議員の秘書は、通勤手当月額として、一般職の職員の手給に関する法律第十二條第二項第一号に掲げる通勤手当の月額の最

高額の百分の六十に相当する額を受ける。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中第二十三條第一項の改正規定及び附則第四項から附則第六項までの規定は昭和四十五年五月一日から、第一條中第十六條を削り第十六條の二を第十六條とする改正規定及び第一條中附則第三項の改正規定（及び第十六條第四項ただし書を削る部分に限る。）並びに附則第八項の規定は同年七月一日から施行する。

2 第一條中第五條、第十五條及び第二十七條の改正規定並びに第一條中附則第三項の改正規定（第五條第三項）を「第五條第二項」に改める部分に限る。）並びに第二條及び第四條の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

3 改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の規定は、この法律の公布の日以後に議院に出頭した証人等の当該出頭に係る旅費及び日当について適用し、同日前に議院に出頭した証人等の当該出頭に係る旅費及び日当については、なお従前の例による。

（昭和三十八年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例）
4 昭和三十八年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和四十五年五月分以降、その年額を、昭和三十八年四月一日における国会議員の歳費年額に相当する金額を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改正する。

5 昭和四十五年四月三十日以前に受けるべき事由が生じた互助年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

（職権改定）
6 附則第四項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行なう。

（互助年金の停止に関する規定の改正に伴う経過措置）
7 昭和四十五年三月三十一日以前に受けるべき事由が生じた同年同月分までの普通退職年金に係る改正前の国会議員互助年金法第十五條第一項に規定する互助年金の停止については、なお従前の例による。

8 昭和四十五年六月三十日以前に受けるべき事由が生じた同年同月分までの普通退職年金に係る改正前の国会議員互助年金法第十六條に規定する互助年金の停止については、なお従前の例による。

（立法事務費の内払）
9 改正前の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定に基づいて国会における各会派に対し昭和四十五年四月一日以後の分として交付した立法事務費は、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定による立法事務費の内払とみなす。